

つくば市障害者移動支援サービス利用費助成金支給事業資料

目次

1	つくば市障害者移動支援サービス利用費助成金支給事業について	1
(1)	移動支援サービスとは？	1
(2)	移動支援サービス利用費助成金支給事業とは？	1
(3)	助成金の支給対象となる外出は？	1
(4)	対象となる人は？	2
(5)	障害福祉サービスに移動支援サービスは含まれている？	2
(6)	移動支援事業以外の移動時の介助を含むサービスはありますか？	2
2	利用の流れ	3
(1)	利用申請	3
(2)	利用承諾、受給者証交付	3
(3)	利用登録又は契約	3
(4)	サービスの利用、自己負担分の支払い	4
(5)	サービス提供、自己負担分の請求	4
(6)	助成金の支払い請求	4
(7)	助成金の支払い	4
3	市助成基準単価表	5
(1)	基準単価	5
(2)	利用上限時間	5
(3)	助成金の支給割合	5
(4)	留意事項	5
4	受給者証サンプル	6

1 つくば市障害者移動支援サービス利用費助成金支給事業について

(1) 移動支援サービスとは？

障害のある方が円滑に外出することができるよう、ヘルパーが付き添いその他の介護を行うことです。

※車両を使用する移送サービスではないことにご注意ください。

(2) 移動支援サービス利用費助成金支給事業とは？

外出時に付き添いを必要とする障害者等に対し、移動支援サービスの利用に要する費用の全部又は一部について助成金を支給する事業です。市と協定を締結している事業者から移動支援サービスの提供を受けた場合に、市が定める範囲内で助成金を支給します。

移動支援サービスの利用を促進し、障害者等の社会参加の機会の拡大を図ることを目的としています。

なお、移動支援サービスの提供基準は事業者によって異なるため、必ずしもA事業者で提供されたサービス内容をB事業者が提供できるとは限りません。

(例)「A事業者では東京まで外出できたが、B事業者は市外へは外出できないと言われた。」

これは、事業者ごとにサービスの実施区域が異なるからです。また、買い物の行き帰りに想定されるような外出介護以外に、外出の目的によっては特殊な外出介護が必要となる場合も想定されます。その場合、事業者ごとにサービス提供の可否が分かれることがありますので、サービス提供基準の詳細は事前に事業者にご確認ください。

(3) 助成金の支給対象となる外出は？

①日常生活用品の買い物、銀行等での手続き、余暇活動等でご利用になった場合に助成金の支給対象となります。

通学・通所・通院・通勤、営利を目的とする活動に係る外出で移動支援サービスを利用したときは、助成金の支給対象外となります。

※通院については、この事業ではなく、障害福祉サービスの中に支援を受けられるサービスがあります。

※保護者等に入院その他やむを得ない事情が一時的に生じて必要となった移動支援サービスである場合は、他の家族の状況等を勘案して助成対象とすることがあります。まずは障害福祉課までご相談ください。

②利用者1名に対しヘルパー1名が支援します。外出途中で家族等の付き添いがあった時間に対しては助成金が支給されません。

③ヘルパー1名で移動支援サービス及び旅客サービス（車両）の提供を行う場合は、旅客サービス等を提供している時間は移動支援サービスの助成対象外です。旅客サービスの従事者が別にいる場合は、一般のタクシーを利用した場合と同様に車両乗車中の時間も助成対象となります。

★外出前後の衣服の着替えの時間も助成金の算定時間に含まれる？

移動支援サービス提供前（後）に居宅内において、連続して行われる衣服の着脱介護等、外出するために必要な準備（以下「着脱介護等」）が生じ、その着脱介護等を事業者が行ったときの所要時間が概ね15分以内であれば、移動支援事業の算定時間として取扱うことができます。なお、着脱介護等に要する時間が20分以上かかる場合は、障害福祉サービスにより対応できる場合がありますので、障害福祉課までご相談ください。

(4) 対象となる人は？

次のいずれかに該当する方となります。

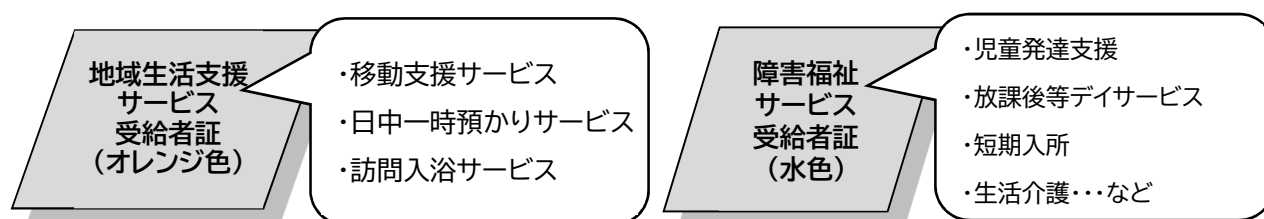
- ①身体障害者手帳の等級（単独のもの）が１級又は２級に該当する方
- ②療育手帳等の交付を受けている方
- ③精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方

※障害福祉サービスで、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援に係る支給決定を受けている方は対象外です。

(5) 障害福祉サービスに移動支援サービスは含まれている？

同じ「障害者総合支援法」に基づいた事業ではありますが、移動支援サービスは地域生活支援事業に位置づけられ、障害福祉サービスには含まれません。各サービスを利用し助成を受けるには、別々の受給者証が必要です。受給者証の申請方法や利用料金の自己負担分も異なります。

障害福祉サービス受給者証の負担上限月額が適用にならないため、利用した分だけ自己負担がかかります。



(6) 移動支援事業以外の移動時の介助を含むサービスはありますか？

障害福祉サービスに次のようなサービスがあります。

重度訪問介護 （移動時の介助が含まれるサービス）

対象者：障害支援区分４以上であって、要件を満たす障害のある方

内 容：重度の身体障害又は知的障害等を伴う行動障害があり、常に介護が必要な人に、自宅で入浴や排せつ、食事などの介助や外出時の移動の補助をします。

同行援護 （移動時の介助が含まれるサービス）

対象者：視覚障害者等であって、要件を満たす方

内 容：視覚障害により移動に著しい困難を有する人に、外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護等をします。

行動動援護 （移動時の介助が含まれるサービス）

対象者：障害支援区分３以上であって、要件を満たす知的又は精神に障害のある方

内 容：知的障害や精神障害により行動が困難で常に介護が必要な人に、行動するとき必要な介助や外出時の移動の補助などをします。

重度障害者等包括支援 （移動時の介助が含まれるサービス）

対象者：障害支援区分６以上であって、要件を満たす障害者等

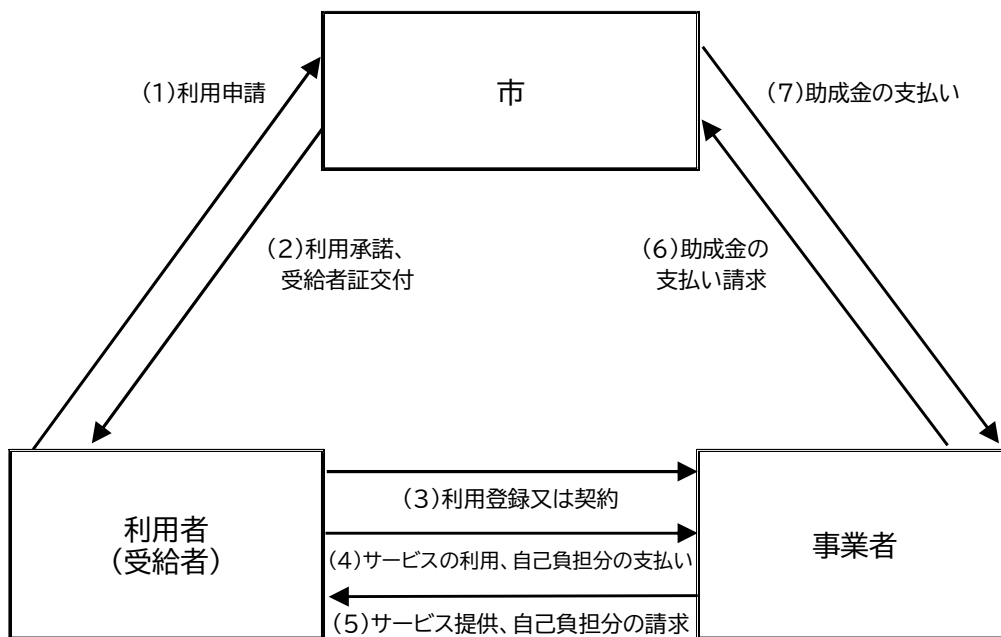
内 容：常に介護が必要な人の中でも介護が必要な程度が非常に高いと認められた人には、居宅介護などの障害福祉サービスを包括的に提供します。

居宅介護 （通院時の移動の介助が含まれるサービス）

対象者：障害支援区分１以上であって、要件を満たす障害のある方

内 容：自宅で入浴や排せつ、食事の介護など、自宅での生活全般にわたる介護サービスを行います。

2 利用の流れ



(1) 利用申請

障害福祉課窓口で次の書類をご提出ください。(郵送提出可)

※①～③必須、④・⑤は該当者のみ。

①申請書 ②同意書

③身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のうち、受給対象となる等級を満たしているもの

④課税証明書（転入直後など、つくば市で課税状況を確認することができない方のみ）

⑤（支給希望者が18歳未満で、扶養者に障害がある場合）扶養者の各種障害者手帳または障害福祉サービス受給者証

⑥個人番号確認書類（個人番号カード、通知カードなど）

⑦本人確認書類（個人番号カード、身体障害者手帳、運転免許証など）

(2) 利用承諾、受給者証交付

申請内容を審査の上、承諾した場合は受給者証を交付します。

(3) 利用登録又は契約

①受給者証がお手元に届きましたら、受給者証の内容（氏名・住所・区分・支給割合等）をご確認ください。

②協定を締結している事業者から利用先を選択（複数可）し、事業者から重要事項の説明を受けた後、利用に関する契約等を結んでください。利用の日程については、事業者とご相談の上、ご利用ください。

市が協定を締結している事業者

別紙「つくば市障害者移動支援サービス利用費助成金支給事業協定事業者一覧」をご参照ください。

つくば市のホームページでも一覧を公開しています。



(4) サービスの利用、自己負担分の支払い

受給者はサービスを利用するたびに受給者証を事業者に提示してください。

同時に、事業者から提示される実績報告書の内容を確認の上、押印またはサインしてください。

市は受給者に対して、受給者証に示される支給割合・支給時間の範囲内で利用費を助成します。

助成の対象外となる自己負担分は、事業者の指示に従ってお支払いください。

(5) サービス提供、自己負担分の請求

事業者はサービスを提供するたびに受給者証を確認し、実績報告書に必要事項を記入の上、受給者から押印またはサインをもらってください。同時に、受給者の利用記録表にも記入してください。

市は受給者に対して、受給者証に示される支給割合・支給時間の範囲内で利用費を助成します。

助成の対象外となる自己負担分の請求方法については、事業者に一任します。(利用の都度又は月末締め等)

(6) 助成金の支払い請求

市は受給者に対して、受給者証に示される支給割合・支給時間の範囲内で利用費を助成しますが、受給者への直接助成ではなく、事業者の代理受領により助成するものとします。

なお、事業者は支払請求書に実績報告書を添付し助成金の請求を月末締めで行います。

(7) 助成金の支払い

市は実績報告書と支払請求書の内容を審査し、助成金を支払います。

★受給者証の有効期限について ※毎年度更新申請が必要なサービスです。

受給者証が交付された年度末までとなります。

ただし、受給者が次の事項に該当する場合は、有効期間内であっても支給決定を取り消しますので、あらかじめご了承ください。

- ① 社会福祉施設その他の介護を業とする者が常駐している施設に入所したとき。
- ② 重度訪問介護の支給決定を受けたとき
- ③ 同行援護の支給決定を受けたとき
- ④ 行動援護の支給決定を受けたとき
- ⑤ 重度障害者等包括支援の支給決定を受けたとき

3 市助成基準単価表

(1) 基準単価

	身体介護を伴わない	身体介護を伴う
30 分未満	1,123 円	2,713 円
30 分以上 1 時間未満	2,088 円	4,282 円
1 時間以上 1 時間 30 分未満	2,915 円	6,222 円
1 時間 30 分以上 2 時間未満	3,657 円	7,091 円
2 時間以上 2 時間 30 分未満	30 分を増すごとに 69×10.6 円を加算 (小数点以下切捨て)	7,992 円
2 時間 30 分以上 3 時間未満		10,642 円
3 時間以上 3 時間 30 分未満		11,522 円
3 時間 30 分以上 4 時間未満		30 分を増すごとに 83×10.6 円を加算 (小数点以下切捨て)

身体介護について

次のいずれかの介護が必要となる場合、「身体介護を伴う」の利用区分で申請してください。

- ①移乗の全面介護
- ②排泄の後始末等の介護
- ③食事介護
- ④衣服着脱介護
- ⑤多動、行動の停止、パニックその他の不安定な行動に対する介護

※協定事業者によっては、市の基準単価を上回る場合があります。

(2) 利用上限時間

ひと月あたり 30 時間

時間の算定は 30 分単位です。30 分に満たない端数があるときは、これを 30 分とします。

★利用上限時間を超えてご利用になった移動支援サービスは、助成金の支給対象外となります。「移動支援サービス利用記録表」を利用して、ご自身で毎月の利用上限時間を管理してください。

(3) 助成金の支給割合

①生活保護法による扶助を受けている方 ②市町村民税非課税の方	基準単価の範囲内で 100% 助成
③市町村民税課税の方	基準単価の範囲内で 90% 助成

↓ 課税状況の調査対象者は、支給対象者の年齢によって異なります。

▷18 歳以上：本人 及び 配偶者

▷18 歳未満：同一世帯員 及び 別世帯の扶養者

ただし、扶養者に障害がある場合は、扶養者 及び 扶養者の配偶者

※調査対象者の中に、1 人でも市町村民税課税の方がいれば、支給割合は 90%になります。

(4) 留意事項

①事業者が設定する基準単価が、市の基準単価を上回っている場合、超過分はすべて自己負担となります。

②ヘルパー等の特定費用（交通費、食事代等）は、移動支援サービスの助成対象ではないため、上記の例で示した自己負担額以外に支払うべき費用が発生する場合があります。特定費用の取り扱いについては、ご利用になる事業所にご確認ください。

③移動支援サービスの自己負担額は、障害福祉サービスで設定される月額上限負担額には適用されません。

つくば市障害者移動支援サービス利用費助成金支給事業協定事業者一覧（R6.5）

	法人・事業所名	所在地	TEL	サービス提供の対象者				通常的なサービス 提供時間と曜日	移動支援サービスの設定単価、旅客サービス等(車両)の状況、特記事項等 ※利用方法等の詳細は事業者にご確認ください
				身体	知的	精神	児童		
1	特定非営利活動法人 サラダボール	〒305-0005 つくば市天久保2-12-7 アウスレーゼ1F	859-0590	○	○	○	○	毎日 24時間	・市基準単価に準じる ※助成上限時間を超えて利用する場合、1時間ごとに1,400円を徴収(自費) ・通常の事業の実施地域外の集合場所等へ自動車を利用し、20kmを超える場合は、20kmを超える分について60円/kmを徴収。 自動車以外の交通機関を利用する場合は、その実費。 ・サービス提供中にかかる交通費、駐車料金、入場料等。 ・福祉有償運送(移送サービス)を併せて利用することが可能。その場合、時間料金1,400円/h、距離料金60円/kmを徴収。 ・利用希望日の前月20日までに(これ以降も受付可能)、電話連絡にて受付。調整後、利用の可否を折り返し連絡。 ・新規利用の場合は事前面談をしてから可否の連絡をする。(依頼内容と必要な介助内容の確認のため)
2	常南交通株式会社 福祉事業部	〒300-2635 つくば市東光台2-24-1	828-6862	○	○	○	○	毎日 8:00～20:00 ※8/13～16、12/29～1/3除く	・市基準単価に準じる ・利用者の状況に応じて、サービス提供可能かどうか判断。 ・利用する日の前週水曜日までに受付。調整後、利用の可否を折り返し連絡。
3	合同会社マリア・カサブランカ	〒300-2642 つくば市高野1213-18	896-8241	○	○	×	○	毎日 24時間	・市基準単価に準じる ※助成上限時間を超えて利用する場合、30分ごとに2,000円を徴収(自費) ・利用する7日前までに電話にて受付。調整後、利用の可否を折り返し連絡。
4	宗教法人日本同盟基督教団土浦めぐみ教会 からしだね	〒300-0811 土浦市上高津486-2	029-835-3622	△	△	△	×	月～土 7:00～21:00 ※12/30～1/3除く	・市基準単価に準じる ・職員が対応可能かどうか判断。 ・介護輸送を利用する場合は、20円/100mまたは1,150円/15分のうち、低額の方を運賃として徴収。 ・サービス実施場所が事業所から片道10kmを超える場合は、訪問交通費200円/5kmを徴収。 ・利用する3日前までに電話にて受付。調整後、利用の可否を折り返し連絡。
5	リーフ株式会社 リーフホームヘルパーステーション	〒300-2502 常総市上蛇町8419	0297-22-7332	△	○	○	○	月～土 8:00～19:00 ※5/3～5、8/15～18、 12/30～1/5除く	・市基準単価に準じる ・車いす利用者の受け入れ可。寝たきりの方は不可(身体障害のある方) ・福祉タクシー 30分2,710円、車いす貸与 500円、待機料 30分500円 ・利用する1週間前までに申請書で申し込み。
6	株式会社全力介護 はっぴいりんく	〒300-0874 土浦市荒川沖西2-11-1 西テナント1B	029-846-6331	○	○	○	○	毎日 9:00～20:00	・市基準単価に準じる ・サービスの開始場所により、スタッフの駐車料金が発生した場合には利用者負担となる。 ・事業所もしくは担当スタッフへの連絡により受付し、空き状況を確認する。
7	一般社団法人あっとほーむ あっとほーむ障がい者支援事業所	〒302-0031 取手市新取手2-11-12	0297-77-5412	△	○	○	○	月～土 9:00～18:00 ※12/28～1/3除く	・市基準単価に準じる ・車いす利用者の場合、移乗できることが利用条件(身体障害のある方) ・利用する前日までに電話にて受付。調整後、利用の可否を折り返し連絡。
8	れーげんぼーげん株式会社 虹さぼーとすてーしょん	〒113-0023 東京都文京区向丘1-3-1-705	03-3815-7667	△	○	△	○	毎日 8:00～19:00 ※8/13～16、12/30～1/4除く	・市基準単価に準じる ・医療行為を必要とする方、重度の精神障害がある方へのサービス提供は難しい。 ・集合場所までの交通費、サービス提供中にかかる交通費・入場料等。 ・利用予定月の前月末までにメールにて当該月の予定を受け、利用の可否を折り返し返信。
9	株式会社さくら産業医事務所 ヘルパーステーションCASA	〒308-0021 筑西市甲60	0296-22-4222	△	△	△	△	月～土 9:30～21:00 ※祝日、8/13～16、 12/30～1/3除く	・市基準単価に準じる ・医療行為を必要とする方へのサービス提供は難しい。 ・集合場所までの交通費、サービス提供中にかかる交通費・駐車料金・入場料等。 ・相談員からの依頼を受け、利用の可否を相談員へ返答。
10	株式会社hug hand niko	〒300-2417 つくばみらい市富士見ヶ丘4-17-2	0297-44-7577	○	×	×	△	月～土 24時間 ※12/31～1/3除く	・市基準単価に準じる ※助成上限時間を超えて利用する場合、1時間ごとに4,000円を徴収(自費) ・児童は身体障害のある児童のみ受け入れ。 ・自動車以外の交通機関を利用する場合はその実費、サービス提供中にかかる駐車料金・入場料等を徴収。 ・新規利用の場合は、事前面談をしてから受け入れ可否の連絡をする。
11	特定非営利活動法人はなみずき サポートセンターはなみずき	〒277-0825 千葉県柏市布施138-5	04-7192-6511	○	○	○	×	毎日 9:00～18:00	・市基準単価に準じる ・通常の事業の実施区域は柏市周辺。 ・移動する際の従事者の公共交通機関費用。車両を利用する場合は運営規程に従う。 ・インテークを行い、個別支援計画を作成し、説明の上、スケジュール作成・利用開始。
12	合同会社YOURFUL ゆあふる	〒305-0051 つくば市二の宮1-21-3 グラ ンドパレスNS-1-203号室	029-879-9341	○	○	○	○	毎日 9:00～22:00	・市基準単価に準じる ・必要に応じ有料駐車場料金、入場料、交通費等。 ・介護タクシーは時間制で30分毎2,800円(障害者手帳1割引、タクシー券利用可)。 ・インテークを行い、個別支援計画を作成し、説明の上、スケジュール作成・利用開始。

注 意 事 項

①ご利用になる方の状況により、すべての事業者を利用可能とは限りません。お電話等で詳細についてお問い合わせのうえ、ご希望の事業者と契約等の手続きをおこなってください。

②通勤・通学・通所・通院・営利目的に係る外出は、原則、助成対象外の外出となり、助成金は支給できません。

③助成上限時間(月30時間)を超えた利用に対する助成は行いません。ご利用は計画的にお願いします。

④利用する際は、受給者証を事業者に提示してください。

⑤受給者証を紛失したとき、又は受給者証の記載に変更が生じたときは、速やかに障害福祉課へ届け出てください。